

第14回「第6次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成26年10月24日（金）

午前9時50分から午前11時33分まで

於：東京高等検察庁17階第二会議室

[出席委員]

木村座長，多賀谷座長代理，青山委員，ロバーツ委員，新谷委員，中山委員，ノレーン委員，根本委員，野口委員，早川委員，吉川委員，吉村委員

[入国管理局側出席者]

井上入国管理局長，菊池総務課長，石岡入国在留課長，丸山審判課長，山下警備課長，石崎出入国管理情報官

1 開 会

○木村座長 おはようございます。時間になりましたので、ただいまから第6次出入国管理政策懇談会第14回会合を始めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございました。

まず初めに、本日の議題について御紹介申し上げます。本日の議題は、第6次出入国管理政策懇談会報告書（案）でございます。お手元に事務局案が配付されておりますので、これは素案でございますが、これについて説明をしていただいた後、少し時間をかけて議論して次回に備えたいと思います。

本日の議題に先立ちまして、入国管理局から技能実習制度の見直しに関して、新たに法務省及び厚生労働省が合同で有識者懇談会を設置するということになりましたので、それについて説明をお願いします。

それでは、石岡入国在留課長、よろしく申し上げます。

○石岡入国在留課長 入国在留課長の石岡でございます。おはようございます。

それでは、私から法務省と厚生労働省の合同の有識者懇談会、技能実習の見直しに関する合同の有識者懇談会の開催について御報告をさせていただきます。

技能実習制度の見直しにつきましては、委員の先生方皆様御承知のとおり、6月にこの懇談会の分科会のほうから報告書を頂きました。私ども、その後その報告書で示された見直しの方向性に従って、厚生労働省をはじめとする関係省庁と具体的な制度設計の検討を行ってきたところでございますが、その具体策の案について有識者の方々から御意見を頂き、更に詳細な制度設計をできればと考えまして、厚生労働省と合同で有識者懇談会を開催することといたしました。

お手元にA4横長の2枚紙の資料が配られていると思いますが、この合同有識者懇談会のメンバーは14名でございます。法務省側からは分科会で御議論をいただいた7人の先生方にメンバーになっていただいております。

懇談会のスケジュールは次のページのとおりでございます。11月の月上旬から3回ほど御議論

をいただきまして、報告書を取りまとめられればと思っております。また、この政策懇談会でも合同有識者懇談会の議論を踏まえて御議論をいただき、その結果をこの政策懇談会の報告書にも反映させていただければと、このように考えております。

報告書を取りまとめた後のスケジュールについて若干申し上げさせていただきますと、報告書で頂いた意見を踏まえて法律案を作成させていただきますと、来年の通常国会に法案を提出して御審議いただき、来年度中に新制度へと移行できればと、このように考えております。法務省、厚生労働省の合同有識者懇談会に関する私の説明は以上のとおりでございます。

○木村座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたようなことで有識者懇談会を発足させましたので、本懇談会から御出席いただいております7人の委員の先生方、よろしくお願いいたします。2か月弱の短期間に3回という会議で大変でございますけれども、よろしくお願いいたしますと存じます。

2 第6次出入国管理政策懇談会報告書（案）について

○木村座長 それでは、本日の主要な議題にまいります。第6次出入国管理政策懇談会報告書（案）について根岸企画室長から御説明いただきますが、22ページという非常に大きなものになっておりますので、読み上げることはちょっと不可能でございます。そういったことから概要の説明をしていただいて、本日は「経済社会の活性化のための外国人の受入れ」という部分に関して主に御発言をいただければと思います。もちろんその他の部分でも構いませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、根岸室長、よろしくお願いいたします。

○根岸企画室長 おはようございます。それでは、事務局から報告書の素案について簡単に御説明させていただきます。

今、座長からお話しありましてお持ちちょっと大部になっておりますので、概要のみということでポイントと思われるところを中心に御説明させていただきたいと思っております。

事務局のほうでこれまでの御議論を踏まえまして、なるべくこの辺は特に大きな御意見だっただろう、あるいは大体集約された意見だっただろうと思うところを書いてみたつもりでございますけれども、まだまだ抜けですとか不十分なところは多々あると思っておりますので、この後活発な御意見をいただければありがたいと思っております。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目から「はじめに」というところから始まっております。一般的に大体これまでのこの懇談会の、もう第6次になっているわけですがけれども、報告書ですと、大体この「はじめに」というところは冒頭に1ページか1ページちょっとぐらいということが多かったわけなのですけれども、前回の意見の中で、やはり冒頭に基本的な考え方をまとめて記載するほうが良いのではないかと。どういう考え方でやっていくべきか、この報告書をまとめているのかという観点を一つまずダイジェストで載せておいたほうが良いのではないかとというような御意見を頂きましたので、それを踏まえまして冒頭の「はじめに」の中に基本的な考え方を書くような形にさせていただいております。そのため若干「はじめに」が長くなっております。

その中では、外国人の受入れについては観光立国を進める、専門的・技術的分野を進めるとかその辺のところは一致した意見でしょうと。それから、これまで受け入れてこなかったような分野の受入れについても総合的な検討が必要であると。ただし、その際にはいろいろ留意事項もあるとい

うことも記載してございます。

2 ページのほうに移りますと、留学生についても就職支援等の施策の展開が必要であるという点、それから、共生社会については、これも受入れと併せて推進していく必要があるけれども、社会的コストなどについても併せて検討しなければいけないという点、それから、技能実習の見直しについて管理運用体制の強化とかそういう適正化と一定の緩和策というもののバランスをとって進めなければいけないという点、そして、不法滞在、偽装滞在についても取り組んでいくということ、それから、4 つ目には難民認定のための取組というようなことで記載をしております。

そして、5 つ目ということで、これは各論の中で1 つ分野として立てるということではないのですけれども、これは今までの4 つ挙げましたものに共通する視点として、入管行政は人が対象となる分野ですので、人権の保護という観点が必ずどんな分野にしても、人権が特に問題とされていない分野について何か検討するに当たっても必ずそこは考えておかなければいけないというようなことで御指摘をいただいていると認識をしておりますので、その辺をあえて5 つ目ということで記載をしております。この辺が書きやすくなったのは、こういう冒頭に大きな考え方を書くというような御指摘をいただいたおかげで、こういうことも1 つ抜き出して書きやすくなったかなと思っております。

3 ページの「はじめに」の最後の方ですけれども、入管行政には多くの課題が山積しておりますが、この報告書の中で書いておりますことも含めまして、多くの施策が法務省のみあるいは入管行政のみで対応できるものではなくて、政府全体の検討、つまりは関係省庁との緊密な連携で施策を進めていく必要があるというような点を記載してございます。

懇談会の立場から見れば、ここでこれから御議論いただいて本当の報告書になるわけですけれども、報告書がまとまりましたら、それを法務省としての出入国管理基本計画に反映させなければいけませんし、さらに、先ほど申し上げましたとおり、他の行政分野にも大きく関わる問題ですので、政府全体での議論の深化を期待するというようなことで「はじめに」は結ばせていただいております。

3 ページの真ん中以降、各論に入りますけれども、観光立国については、これまで2, 500万人時代の出入国管理行政の在り方ということで検討結果の報告も頂いております。それに基づいた施策を進めてきましたと。もう一部は実行に移されているものもあるというような点を書いてございます。

今後の取組については、5 ページのほうにいきますけれども、5 ページの検討事項等という中で、先の通常国会で船舶観光上陸許可制度というようなものも導入が決まりました。これによってクルーズ船の審査などは迅速化が期待できると。さらに、信頼できる渡航者の自動化ゲートの利用というようなことで、これまで自動化ゲートの対象となっていなかった方々も対象にするということで、更に迅速化が進められるのではないかと。これに向けて法務省入国管理局としては、これをしっかり円滑に施行できるように準備をしていかなければならないと。さらに、新しいことでは、8月から9月にかけて顔認証の技術を使った自動化ゲートの実証実験を行っております。この結果については今、技術的な有識者の方々にその内容を検討いただいている、検証いただいているところです。その結果を踏まえまして、もしそれが使えそうだとということになれば、改めてそこをこの懇談会にも報告させていただいて、今度は技術的なというよりは政策的な視点から導入すべきなのかどうかということについて御議論いただいた上で、その内容を記載できればと考えております。

そちらのほうの検討は、技術的な有識者の方々の検討結果がまとまるのは12月の初めぐらいになりそうなのですけれども、その前の段階で大体どういう結果であったのかというところについては、まとまってくると聞いておりますので、それをまた12月になる前に、11月の下旬の会合のところあたりで概要を御説明させていただいて、その結果を踏まえて御議論いただければと考えてございます。

6ページ以降、今日特に御議論いただくところですが、経済社会の活性化のための外国人の受入れというところで、外国人労働者の受入れに係る部分でございます。冒頭に書いておりますのは、(1)のところは高度人材の受入れの促進でございます。これについては、この懇談会でもこれまで御議論いただきまして、ポイント制について導入し、さらに、その見直しも行ってきていると。見直しの結果、やや思ったよりも元々低調だったのですけれども、高度人材と認定される方の数もだんだん増えてきているというような状況です。その中で、これも通常国会において法律改正、入管法の改正の中で「高度専門職」という在留資格を独立して作ることが決まっております。

さらに、その中では高度専門職の2号ということで、在留期間を無期限にするというようなものも作られていくことになっておりますので、おおむね制度的には一定の成果ができてきていると考えておりますけれども、今後これを円滑に施行していくとともに、更なる周知というものが必要であろうと考えております。様々な経済団体を通じたりですとか、関係省庁、経産省などの御協力をいただいたりですとかして我々も周知に努めてきたつもりですが、まだまだ聞いてみますと、やはり思いがけないところで知らなかったというような方に出会う機会というのがやっぱりありますので、まだ我々としても周知のための努力を進めていきたいと思っておりますので、その辺のことを記載してございます。

9ページのほうにいただきまして、先ほど申し上げました高度人材もその中には含まれるわけですが、それ以外の一般的な専門的・技術的分野の外国人の受入れのところでございます。

下の方の検討事項のところに今後の施策を書いてございますけれども、経済社会の活性化に資するような専門的・技術的分野の外国人というのは積極的に受け入れるというのが今のところの政府の基本方針ですが、これは維持すべきであると。さらに、これまで専門的・技術的分野と評価されていなかった分野の中にも、そのように専門的・技術的と新たに評価できるというようなものがあるかもしれませんので、そういうものについては在留資格ですとか上陸許可基準ですとか、そういうものを見直しを検討して進めていく必要があるだろうと。そういう検討の結果でありますけれども、1つここで特出しして書いてございますのは、介護分野について我が国の大学あるいは専門学校、これが介護福祉士の養成校に指定されているところですね。そういうところを卒業された留学生の方々が介護福祉士の資格を取られた場合について、その方々が今までは介護福祉士の資格を取って介護業務に従事するというだけでは該当する在留資格がなかったというような状況でございます。そこについて就職ができるように、介護福祉士として専門的な能力を活用していただけるように在留資格の整備を進めるべきであるというようなことを記載してございます。

その背景を10ページの後半以降で書いておりますが、11ページのほうに進んでいただきますと、介護以外も含めて大学等の教育機関で教育を受けた留学生について、留学期間中に一定程度の日本語能力とか社会規範というようなものも身につけられている方々ですし、当然ながら専門知識というのもし身につけられた方ということですので、そういう人たちの就職を拡大していく支援をし

ていくということが専門的・技術的分野の外国人の受入れにつながっていくということになるのだろうということで、ここではどの分野をどうとかがいことは記載をしてごさいませんが、専門的・技術的と言えるようなところがあれば、その人たちの就職を支援していくということが受入れにつながるというようなことで記載をしてごさいます。

それから、11ページの真ん中以降、下の方ですけれども、人口減少社会における外国人受入れの検討というところでごさいます。人口減少の中で今後の受入れをどうするかという大きな課題のところでごさいます。まずは国内の潜在的な労働力である女性とか高齢者、若者などの労働市場への参加を促進するのが原則であると。それがまずはやることであるということは、やはり単に外国人について書く前には必要であろうということで、そういうことは書いてごさいます。そうしながら、専門的・技術的分野の外国人を積極的に入れていく、これもまた当然のことであると。その専門的・技術的分野のところは不断に見直していくということについても、先ほどのとおりでごさいます。

その中で、12ページの上の方にいきますと、そういう少子高齢化が急速に進む中で、様々な分野において外国人の受入れを求めるような声が出ております。さらに、これは分科会の報告の中でも指摘されているところですが、技能実習制度の見直しによって管理体制が強化される、不正なところに受け入れるということは当然ないのだと思いますけれども、制度の見直しそのものによって技能実習制度の対象とならないようなものが出てきた場合に、そのような分野における外国人の受入れというのをどうするかということについても重要な検討課題であるというようなところを背景として記載してごさいます。もちろんいろいろ検討する際には留意しなければいけない事項はあるということでごさいます。

12ページの下の方、検討事項等のほうに入りまして、冒頭は現状のところ書いたようなことと同じような認識を改めて記載しておりますけれども、下の方にいきまして、大学を卒業した日本人の就職先とか職務内容、そういうようなものの実態も踏まえまして、例えば留学生の卒業後の就労の在留資格を認めることとする場合の職務内容というものもどういものがあるのかということ、先ほども専門的・技術的と位置付けることができるようになった介護福祉士というようなものについては、そういう検討の結果、専門的・技術的と位置付けられるようになったということですが、それ以外の分野も含めて、これも国家資格を持っているということに検討対象は限定される必要はないのだと思いますけれども、そういった資格ですとか、資格ではなくても大学で学んだものも含めてどういものが今後可能なのかについて、それぞれの分野におけるニーズあるいは産業政策ですね。ニーズがあるからただ入れるということではないと思いますので、産業政策として本当にそこは必要なのかという観点も当然あるのだと思います。幅広い職種について認めていくということの適否ですね。ここはもう必ずしもその方向ということではないと思いますけれども、適否も含めて、しかし、検討は必ずしておかなければいけないのだろうというような方向ではないかと思っております。

いずれにしても、そういう分野、今まで専門的・技術的と認められていなかった、評価できなかった分野について受け入れる場合には、より深い議論というようなものが必要であろうと。その場合には、ニーズだけではなくて仮に受け入れる場合に適切な仕組みが作れるのかどうかというような観点も含めて、幅広い観点から検討が必要であるというような記載をしております。ただ、いずれにしても、外国人の受入れの検討というのは避けて通ることのできない論点であるということで、

この懇談会で前にも議論がございましたけれども、なかなか我々のほうからは今12月までに報告書を書ければということをお願いしておりますので、そういう期間の中では、こうした今後の先々を見据えた深い議論はなかなか十分な時間がないというような御指摘もいただいております。そういうところで、必ずしも具体的にこうするというところまでの結論には至っていないとしても、もちろん今後の12月までの議論でより深まればそこまでいくわけですがけれども、今後いずれにしても、政府において可能な限り早急な検討が必要だというようなことで、今後につながるような形をとっているということでございます。

検討に当たっては何度も出てきますけれども、産業、治安、労働市場などに与える影響を勘案することはもちろんのこと、冒頭にも出ましたとおり外国人の人権保護というような点も十分検討してやっていく必要があると。さらに、今回緊急措置ということですがけれども、時限的に受け入れる建設分野の労働者ですとか、あるいは特区において試行的にやることになっております家事支援の分野の外国人、こういったものについては必ずしも従来の専門的・技術的という中には入らない方々ですので、これを限定的とはいえ受け入れるということは、これはこの懇談会としては、いろいろ御意見はあるかもしれませんが、政府としてはこういう方向で決まっているものです。それについて新たな分野を受け入れることですので、その内容、結果というのをしっかり我々のほうでも検証しなければいけないと思っておりますので、そこで出てきた影響というのを十分今後の受入れの検討、別の分野も含めて検討するに当たっては必ず参考になると思っておりますので、どういう仕組みをとったのでこは問題が起きなかった、あるいは十分ではなかった、やり過ぎだった、いろいろあると思っておりますので、そういう点も十分検証して、今後の検討につなげていく必要があるという趣旨で記載をしております。

13ページの下の方、第4のところでは技能実習制度の見直しでございます。これは、この最終的な報告書の中では論点の大きなものの一つと考えておりますけれども、先ほど御紹介ありましたとおり、法務省、厚労省合同の有識者懇談会の議論がこれから始まるという状況であります。したがって、今の段階でちょっと素案を書きましても、以前に頂いております分科会の報告書のダイジェスト版みたいになってしまいますので、今は特に詳しいことは記載をいたしませんけれども、先ほど説明がありましたとおり合同有識者懇談会の状況を踏まえまして、またこの懇談会での議論もいただけるようなタイミングで、11月の終わりぐらいの会合の時にはその概要をこの中に入れていって、この懇談会でも改めて御議論をいただければと思っております。

それから、14ページの真ん中以降が留学生の受入れでございます。留学生については、おおむね新しいことは正直記載していないのですがけれども、15ページの真ん中以降ぐらいのところでは、検討事項等ということで今後についてのことを記載しております。留学生は我が国の良い理解者となる方々あるいはなっている方々ですので、今後ともその受入れは積極的に図っていくべきであると。留学生が特に卒業後も大学等で学んだ知識を生かして、我が国で活躍していただけるというような環境整備が必要であろうということで、これはまた他分野、入管行政以外の分野に大きく関わるところでありますけれども、単に受入れ制度としての拡大というのは、もう本物の留学生であればちゃんと受け入れられる制度になっていますので、入管政策だけで拡大というのはなかなか困難でありますけれども、それ以外の施策も含めた環境整備ということが必要であろうと。それから、入管行政と直接関わるところでは、先ほど来出ております卒業後の就職というところに大きく影響されると思っておりますので、その環境整備によって、留学生の側がどこの国に行こうかと選ぶような状

況になってきておりますので、そんな中では、その後の活躍の幅がどれだけあるのかというところは大きな観点であろうということを記載してございます。

16ページの第6、共生社会の実現に向けた取組でございます。ここは前回、前々回と御議論いただきましたが、中長期に在留される外国人の方々が増加していく中で、特に外国人が多く住まわれている集住都市会議に参加されているような自治体の方々を中心にかなり先進的な取組も行われております。そういったことも踏まえまして、政府としても共生社会に向けた取組は必要であろうと。共生社会そのものということではないですけども、入管行政のほうでも在留管理制度というものを新しくいたしまして、我々もですし、市町村においても正確な情報が把握できるようになってきているということで一定の評価はいただいているところでございます。

ただ、今後本当に共生社会を進めるに当たっては、17ページの検討事項等に記載してございませけれども、やはりこの分野については入管行政のみならず、他も大体そうなのですけれども、特にここのところについては、やはり政府全体で取り組むべきような施策が重要であろうと考えております。これまでの議論でもそのような指摘をいただいていると認識してございますので、そういう中で法務省入管行政としてもその取組に参画していく必要があるのだろうということでございます。

それから、前回、前々回の議論の中において、特に前々回の司法書士会の意見の中には、特に外国人の方の相続などいろいろ必要になる場面を想定して、一定の証明機能みたいなものですね。身分事項ですとか住居の居住歴みたいなどころについて、これは必ずしも入管でやってくれというような要望ではありませんでしたけれども、入管若しくは自治体でというようなことだったのですが、そのような御指摘もあったと。その課題としては、認識は大体とれたと思いますけれども、ただ、実際に本当に必要なのはどんな情報なのか、情報を持つとすれば、一定の正確性を保たなければいけませんので、外国人の方にも一定の義務を課すとかというようなことも場合によっては、持つ情報によっては必要になるだろうということと、その正確性を保つてずっと情報を持ち続けるということになりますと、行政コストというものの負担をどうするかというようなこともありますので、そういうものも含めて検討課題であるというようなことでの書き方になっております。今後、もう少し具体的な方向性のある御意見がありましたら、またここは書き換える必要があると思っております。

18ページの真ん中以降が不法滞在者の縮減のための取組でございます。前回御説明をいたしましたとおり、不法滞在者自身については、ピーク時に比べますと大きく減少してきております。不法残留者数、オーバーステイの数でいいますと、平成5年に30万人ぐらいたったものが6万人を切るころまで来ているという状況ですけども、入国者が1,000万人を超えて、さらにそれを倍にするというような方向性で、現に近年は大幅な伸び率を示しているという状況を見ますと、以前に比べて不法残留の発生の割合というのは相当減ったのですけれども、その割合でいったとしても、母数が倍になるということになると、また増加に転じるということにもなりかねないというような状況にございますので、引き続き不法滞在者の対策というのは必要であろうと。さらに、その説明の中でありましたとおり、偽装滞在というようなものが問題になってきておりますので、その対策ということも必要であるということ。それから、本来退去強制されることは決まったのだけれども、なかなかいろいろ事情があって帰れない、帰せないというような人たちの問題、長期収容というような問題あるいは長期収容を避けるために仮放免したのだけれども、そのまま結局はなか

なか帰せないというような方々に対する送還の問題あるいはそういうものを含めて在留特別許可ということについては、より明確化というようなもので予見可能性というのを高めることによって、自分はこれは無理だなという人もいるだろうし、これなら在留特別許可してもらえらるだろうということで自ら出頭を促すというような施策も必要であるというような方向で記載してございます。

21ページ、最後の方に難民認定制度についての検討を記載しております。これについては、まだ専門部会のほうで御議論が続けられているところでございます。かなり活発な頻度で御議論いただいておりますので、またその状況を踏まえまして、今のところ出ているものをダイジェストでここは記載をしておりますけれども、あちらの議論も踏まえながら順次この中に書き足していくような形で、それに対してこの懇談会でも御議論いただいて、まとめていけたらと考えております。

主には、認定の制度そのものについての透明性、公平性というような観点でのものと、それから、濫用防止というようなものとかいろんなものが出ておりますので、この専門部会に出てくる意見も踏まえまして、こちらの懇談会でも今後御議論を更にしていただければと考えているところでございます。

ちょっと冗長になりましたが、冒頭私からの説明は以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。これに関しまして、1枚ものでお配りしてありますが、留意すべき重要な論点について、平成26年10月24日懇談会委員有志ということでペーパーが出ておりますので、これにつきまして多賀谷座長代理から簡単に御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○多賀谷座長代理 このペーパーは、私が座長をしていたしました技能実習制度の見直しの検討会の報告書の終わりのところに書いてあることに基づいて作ったものでございます。その「おわりに」の一部を読みますと、今回の技能実習制度の見直しによって、技能実習制度の逸脱的な利用は排除される方向に向かうだろうけれども、そういう形で本来技能実習になじまない分野で、今までこの制度を使っていた分野での外国人活用の必要性、需要があることも否定できないと。そして、そういう需要は我が国社会の少子高齢化の中で拡大していくだろうと。そういう拡大していく需要に対して、今回の制度見直しは、その需要に悉皆的に応え切れていないということは否めない。この分野について今後どのようにするか、我が国の社会環境の中でそういう制度見直し、今後の課題に応えることは喫緊の課題となっていると。これについては出入国管理政策懇談会での今後の早急なる検討に託したいと、そういう形で終わりに書きました。

その意味において、先ほど来時間がないという話ですけれども、やはり12月までに検討をすることは必要だろうと。その場合にここで、平場でいきなり議論をしたのではやはり十分に実効的に議論ができないだろうと思っておりますので、検討すべき論点をまとめたものがこれでありまして。すなわち繰り返しになりますが、この論点ペーパーは技能実習になじまない外国人を受け入れることを前提として、それをどう制度として捉えるかについて論点をまとめたものであります。こういう議論をする必要があるわけですが、ただ、論点をまとめるに当たっては、私一人では意見が異なることから、この懇談会の委員の方々の複数の方々に御意見を聞いてこれをまとめました。私のほか高橋進委員、青山伸悦委員、安富潔委員、吉川精一委員、以上の4名の方が私と共にこの点を検討しました。後で以下紹介しますが、その複数の方がいろんなことの御意見を述べましたので、それをまとめるのはまとめ切れていないところがあります。論点が複数並列しているところがあります。しかし、それはそういうものでもいいだろうと。論点としてこの俎上に出してい

くと。そして、いずれにせよそういう形で論点をまとめて政策懇に示すことについては、全員同意して出しております。

また、この意見は一委員として出していただく、個人として出していただいて、委員の中には組織に所属されている方もいますけれども、組織としての意見ではなくて委員としての意見であることはお断りしておきます。

それでは、ほぼ読み上げるような形で一部補足を付け加えて説明いたします。

I、技能実習制度の適正化により技能実習を不適切に利用した実質を持たない外国人労働者の導入は成り立たなくなる可能性がある。先ほど申し上げたとおりであります。そして、そういう場合において、II、技能実習生でない外国人労働者の受入れを仮に認めるとすると、それは職種を特定し、今後の日本社会及びアジア諸国にとって真に必要な場合に限って認められるべきだと。A、単に安価な労働力確保のためだけの外国人労働者の導入は避けるべきである。B、現状及び今後の日本社会において外国人労働者なしに存立が難しい分野で、かつその分野を維持することが必要となる場合。その例示として後で説明しますが、1、農林水産業及び同関連産業、主として水産加工業、2、地方の再生に資する中小企業等、3、その他産業政策、労働政策上国全体として必要とされ方向付けすべき分野。C、今後の日本社会における需要拡大により、労働者の不足が見込まれる専門的技能者、例えば介護士や看護師など。D、日本とアジアが相互に交流を深め、相互の社会経済活動に資するような人材となり得る外国人労働者の受入れを図るべきであると。特にこのBの1、2、3のところやや曖昧に書いてあるのは、特に1と2については現在の技能実習制度でこういう分野の方々が入っていると。そして、新しく技能実習制度を適正化すると、こういう分野の方々が入れなくなる可能性がある。それを受け皿として考えるならば、そういう分野が入ることにならざるを得ないと、そういう趣旨であります。

しかし、基本的にどういう分野の方々が必要かという労働者が入るべきであるかどうかというのは、この懇談会で決める話ではなくて、国全体で決めるべき話でありますので、これについて断定的な表現は避けております。そして、CとDは、これは広い意味では技能実習生でない外国人労働者でありますけれども、同時に専門技術的分野のほうを拡大すれば入ってくるような議論でもありますけれども、ここら辺の議論は全体として委員の意見を、複数の委員の意見を並べたということもありますように、論点としては当然この両方のBとC、Dは重なってきますので、多角的な議論を誘発するための素材としてそういう項目も挙げておいたという面があります。

IIIとIVが技能実習生でない外国人の受入れについてです。これは、仮に国全体として技能実習生でない外国人労働者というものも広くといいますか、ある程度認めるという場合に、入国管理局の役割として、それをどのように受け入れる仕組みを作るかと。今まではそのような外国人労働者を受け入れる仕組みとしては、技能実習制度しかないということになっていましたので、技能実習制度の逸脱的な利用がされてきたわけですが、技能実習制度の逸脱的な利用ができない場合には、それをどのように受け入れるかということについて検討したわけでありまして。この場合には、今までは特定の企業等での一定期間の研修、技能実習という技能実習制度の仕組みが前提となっていたわけですが、それに縛られる必要はなく、より短期間の季節労働的な就業も可能であろうし、限定的な転職もあり得るだろうと。職種とか人材によっては、より長期の期間もあり得ることになるでしょう。

ただし、我が国は移民を受け入れないという政策をとっている以上、ローテーションの仕組みと

して一定期間後は帰国する制度とすべきということになるだろうと。ただし、専門的技術者、技能者については必ずしもその限りではない、その点は留保だとし、現在技能実習制度で受入れが認められている職種については、JITCOに替わる新しい管理運用機関、先ほど紹介がありましたけれども、人権侵害的な取扱いがなされないように管理し、徐々に新しい仕組みに移行していくべきだと。

次に、IVは技能実習生でない外国人労働者の受入れ管理についての公的な機関の役割、責任の話であります。A、受入れ企業、民間の組織に委ねることなく公的機関が責任を持って行うべきであると。そして、国全体も当然ですけれども、場合によると地域のニーズで異なるところがありますので、1、都道府県単位として特区制度を活用するなどして、地域単位での異なる取扱いを可能とすることが望ましいだろうと。それから、2、外国人労働者に対する人権侵害がなされないよう、公的機関が責任を持って対応、管理すべきであると。次に、B、各省が連携してプラットフォームを構築し、職種ごとの業務範囲の設定や管理監督できる仕組みをつくる必要があると。ここら辺は重複しておりますけれども、複数の委員の意見をそのまま載せているので、こういうことになっております。C、人権侵害が起らないようにするとともに、発生した場合に苦情処理、転職あっせん等の適切な措置が可能となるようにすべきである。D、これも重要な話でありまして、今までは監理団体等の民間団体が受入れのキーの役割をしていたわけですがけれども、二国間協定等の取決めにより、人権侵害への対応と信頼できる人材の送出し等確実な協力を図る必要があると。要するに日本と外国との間の二国間協定を中心としよう。そして、1、相手国の経済発展等により、それが発展途上国かどうか、送り出される人材が異なるところがあり、退職後の選定と職種別の受入れ条件を詳細に詰める必要がある。2、外国人労働者を労働力として使い捨てになるのではなく、母国に帰っても活躍できるような環境であることが望ましい。3、人権侵害への対応については、二国間協定の取決めの中でも明確にすることが必要となる。

次に、Vとして外国人労働者の受入れの拡大に伴う治安問題への懸念を最小化するためには、犯罪に巻き込まれることなどを未然に防止するとともに、日本社会へのスムーズな受入れを促進することが必要となる。そのためには外国人労働者の受入れ拡大に対応した管理体制が必要である。VIがこれも昨日読み直したら、やはり据わりが悪いと思ったのですけれども、これはどちらかといえれば私の持論なのですが、ここに置かざるを得なかったのですけれども、高度人材のみならず高度人材になり得る留学生の日本での就職により門戸を広げるべきである。以上が留意すべき重要な論点であります。

繰り返しますけれども、この論点は特定の結論に導くことを提案するものではございません。政策懇で多角的・実効的な議論をしていただくために、まずは有志で集まって論点をまとめております。今言いましたように、まとまり切れていない面がありますけれども、それはその点でそれぞれの意見を並べた面があるのでお許しくださいというところでありまして。皆様の活発な御議論を期待したいと思います。

以上であります。

○木村座長 ありがとうございます。報告書の案のほうへ戻っていただきまして、1ページ、根岸室長のほうから御説明ありまして繰り返す必要もないかと思いますが、1ページの一番下のところから柱となるべきことが1つ目、2つ目、2ページにかけて3つ目、4つ目、5つ目というふうに書いてあります。これが柱になっておりまして、この報告書（案）の大きな考え方は、1つ目に書

かれていると私は解釈しております。すなわち一番下の段落ですけれども、外国人の受入れについては、これを進めていく方向性を維持すると。もちろん我が国の経済活性化に資する外国人について、その受入れを進めるということであるという説明です。

ただし、留保条件が付いておりまして、2ページへまいりまして、「ただし、その際には」と、1行目ですね。日本人の雇用を始め我が国経済社会に与える影響を十分に勘案すべきことは言うまでもなく、人口減少を単純に外国人の受入れで補おうとするような考え方はとるべきではないということが柱になっているということは申し上げてもよろしいかと思えます。ということで冒頭申し上げましたように、本日はこの部分、すなわち第3の「経済社会の活性化のための外国人の受入れ」、これについて御意見、御議論をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

どなたからでもどうぞ。

○ノレーン委員 まず法務省の方々に英語版の資料を用意してくださって感謝を申し上げます。これから英語版の資料に基づいて発言をしますが、日本語バージョンにも対応するように説明したいと思えます。

まず、「はじめに」のところでは我々の基本的な考え方を出発点としてリストしていることは、とても良いと思えました。その上で全体的な印象として、我々の具体的な提案という点では少しはつきり書かれていないのかなと感じました。もちろんこれから技能実習制度や難民に関する検討が行われて、それらが反映されてくるとは思いますが、少しまだ具体性が少ないかなと感じられます。

第3に関してですが、このテーマは我々の懇談会にとって核となるテーマであるので、懇談会の報告書全体として、まず「はじめに」の次に持ってくるのが適切ではないかと思えます。第3の構成に関してですが、今の構成は具体から一般へという流れになっているのですけれども、これを逆に、まず最初に、2、人口減少社会における外国人受入れの検討、11ページに書いてあること、これを最初に持ってきて、次に9ページの専門的・技術的分野の外国人全般の受入れ推進、最後に最も個別具体的なテーマである高度人材の受入れの促進、6ページを持ってくるという順番に変えたほうが良いのではないのでしょうか。

第3について、引き続き具体的な提案なのですが、8ページの中段にある永住許可に係る在留歴の要件を5年から3年に引き下げることがあるということに関してですが、高度人材ポイント制度で日本に入国する外国人の数が非常に限られているので、確かにこの議論はこの懇談会ではしたのですが、とても限られた人たちの中で要件を緩和しても、全体に対する影響は少ないと考えられます。我々の元々の議論では、もう少し広く考えていくことではなかったのではないかと思います。

以前にも述べたことですが、日本で既に働いている外国人の方々は日本で働き、社会で生活をしている方々は、ある意味既にテストされている方々で、こうした方々に対して永住権を認めていくということは、こういう方々にとっては魅力的なことになるのではないかと思います。ポイント制度で日本に在留される方々のみにこの永住に関する要件を緩和するのではなく、もっと日本で働いている外国人の方々全体に対して、今10年となっている要件を例えば7年に下げるとかというようなことを提案してはどうかと思えます。

この懇談会の報告書全体に関しての印象なのですが、もしも妥当な提案を我々がすれば、どこか議論の中間点のようなところを探さなければいけないかと思えます。今取り上げられているのがポイント制度のような特に限定された分野の外国人労働者、外国人のことが取り上げられています。一方で、もっと既に働いているそれ以外の人たちをどのようにして日本に定住させて

いくことができるかということを検討したほうが良いのではないのでしょうか。

2ページの3つ目の点です。用語について、「はじめに」の2ページのところの3つ目のポイントですが、「3つ目は」とあるところの段落の2行目に「我が国にとって好ましくない外国人」という表現がありまして、これが頂いた英語版の表現が少し好ましくないと思われるので、修正をしたほうが良いのかと思います。例えば入国するための法的な根拠を持っていない外国人とか、そのような表現にしたほうが良いのではないかと思います。

ありがとうございます。

○木村座長 それでは、いろいろ考えさせていただきます。他にございませんか。どうぞ時間ありませんので、どんどん手を挙げてください。

○根本委員 「はじめに」と第3ということでございますので、基本的な部分だけ取りあえず申し上げたいと思います。「はじめに」に関係して3点申し上げます。

1つ目でございますけれども、イノベーションやグローバルな成長が当然政権の課題になっているわけでございますが、この意味において日本社会の活性化に資するような幅広い外国の方々を積極的に受け入れるのだという姿勢をもっと色濃く出すべきなのではないかということをお願いいたします。既にこの場でも幾つか議論は出ておりましたけれども、日本は世界における人材獲得競争にもう負け始めているということをより強く認識すべきではないかと思っております。外国の方を入れてあげるといふ姿勢では、日本は生きていけないのではないかと考えます。積極的に自ら呼び込んでいくという考え方でないと、今後困ることになりはしないかということ懸念いたします。そういう姿勢で文章を起案すると、もう少し違った表現が出てくる箇所があるかなという気がいたします。今申し上げたことのために、就労・生活環境の整備等、色々なことをやらなければいけないと思います。

2点目でございますけれども、何度かこの場でも出ておりますが、基本的に外国の方を受け入れるのかどうかという点でございます。別紙で有志の皆様から留意すべき重要な論点について、移民は受け入れない政策をとっているという指摘がございました。この懇談会の所掌を超えることになるかもしれませんが、その部分のはっきりしないがために相当程度表現ぶりが非常に苦しくなっている記述がございます。したがって、この場でなくてもよろしいのですが、中長期的な外国人材の受入れの在り方について我が国としてどのようにするのか、受入れの基本方針を明確化するための何らかの討議の場を全政府として設けることが必要ではないかと思っております。国内人材を最大限活用する、最近言われておりますように女性や高齢者も更に労働力として活用していくという姿勢が示されておりますけれども、それでもなお不足する分野が存在することは指摘されているとおりでございますので、そこは外国の方々に頼るほかはないのだろうと私自身は考えております。

その上で、「はじめに」の中に載っておりますけれども、外国の皆様が多数増えてくるといふこととなりますと、当然社会統合の問題、共生社会の問題が出てまいります。その際には国籍の垣根を越えて、皆が安心して快適に暮らせる社会の構築という意味で、外国の皆様への言語面での支援、子弟の皆様への教育の問題あるいは生活環境の問題を含めまして、その社会統合コストの問題も当然その場での検討の対象になって来るのだろうと思っております。

そういった具体的なことも含めまして、最後の点は第6や第7に関連する意見でございます。1点目、2点目につきましては、「はじめに」のところでも少し記述を入れていただければと思ってお

ります。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。どうぞ、新谷委員。

○新谷委員 ありがとうございます。まず、これまでの13回にわたる論議を踏まえ、報告書案をまとめていただいた事務局に敬意を表したいと思います。

報告書案の「はじめに」の第3に、これまでの懇談会の議論を踏まえて我が国がとるべき方向が記述されています。特に1ページの下の方3行目に記述のある「専門的・技術的分野の外国人の受入れを更に推進する」という点、そして先ほども御紹介があった2ページの上段の「日本人の雇用を始め我が国の経済社会に与える影響を十分に勘案すべきことは言うまでもなく、人口減少を単純に外国人の受入れで補おうという考え方はとるべきではない」という点、これらはまさしく報告書を貫く基本的な考え方です。

報告書案の9ページの第3の箇所にもその考え方を具体化した記述があります。この箇所では、外国人労働者の受入れに関する政府の基本方針、つまり、専門的・技術的分野の外国人について積極的に受け入れるということが記載されています。その上で、13ページの上から3つ目の段落には「他方、専門的・技術的分野とは評価されない分野の受入れは、我が国の従来の外国人労働者受入れ政策の転換を意味するものである。幅広い観点からの政府全体での検討が必須である」というまとめがされています。これは先ほど根本委員もおっしゃったとおりであり、幅広い政府全体での検討が必須であることは、まさしくこの記述のとおりです。私としては、この報告書の中では、従来の入国管理政策の基本方針が貫かれていることを評価したいと思います。

その上で、先ほど多賀谷座長代理から留意すべき論点というペーパーが示されましたが、これは、今申し上げたような現行方針とは真逆の、単純労働の受入れの検討を見据えてまとめられた論点であると思います。今回の論点ペーパーは、懇談会の有志の方の連名で提出をされていますが、私は非常に違和感を持っています。この論点ペーパーで示された事項は、まさしく現在の外国人労働者の受入れ政策を大転換するもので、まさに国民全体、政府全体の幅広い議論をしないとここまでは踏み込むことはできないと思います。この論点ペーパーに記載されているような課題については、懇談会での議論はもちろん、国民的に十分な議論をするべきテーマであり、単純労働の受入れというのは難しい判断があるのではないかと考えます。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。どうぞ。

○多賀谷座長代理 一言だけ申し上げますと、私もここで単純労働の受入れということを決めるということを言っているわけではありません。ただし、入管以外の政府の他のところからやはりそういう分野も受け入れるべきだという御意見が出ているのは事実だと思います。それは否定できないと思います。ただし、その場合において今はそういう単純労働者を受け入れる仕組みとして、技能実習制度しかない。そして、今は技能実習制度を逸脱的に使うことによって事実上単純労働者を受け入れてきた。今後どうするかということで、だから先ほど申し上げましたように、仮に政府全体として、限定的に単純労働者的な方々を受け入れる場合には、では制度はどうあるべきだと、そういう議論が先ほどの資料の有志、資料3以降でそのことをお話ししているわけで、決めつけているわけではありませんし、ここでそれは大いに議論をすると。そういう意味であえて挑戦的に、従来の私の個人的な評価で申し訳ありませんけれども、こういう慎重な検討が必要であるという形で、

入管のところで技能実習制度しかないということ自体がその議論が展開しない一つの障害になっているような気がいたしましたので、もしそういう拡大した場合には別の対応もあり得るということを有志として示したと。ただ、その場合でも外国人の人権の擁護とか、あるいはそれが無法図な拡大になって、日本にとって移民を大量に受け入れることにならないような仕組みを作るべきだということ提言したと、そういうことであります。

○木村座長 ありがとうございます。どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 私、まだこの報告書（案）を十分に検討しておりませんので、あるいは見当違いのようなことも申し上げるかもしれませんが、先ほどノレーン委員のおっしゃったこととの関係があるのですが、この6ページから始まる第3の中で、11ページの2という人口減少社会における外国人の受入れの検討という記載が余り鮮明に頭に入っていないのですね、ここに書いてある内容が。それはなぜかという、これは外国人受入れ問題の総論的なことをここで議論していて、高度人材の受入れだとか、それから、その次の専門的・技術的分野の外国人全般の受入れだとかというのがいわば各論になっているわけなのですが、この第3のところの何か前置きの、総論的なものがなくて、いきなり専門的・技術的分野の外国人の受入れというテーマが議論されて、その後でこの2の人口減少社会における外国人の受入れの検討と、これ何を書いてあるのかなと思って一生懸命読んでいくと、何か総論的なことが書いてあって、この外国人受入れに関する一般論あるいは一般的原則みたいなものをここで扱っているように思うので、これ体系的な観点からちょっと御検討いただいたらどうかと思っております。

なお言えば、本当は外国人の受入れの中にはこの技能実習生というのも各論の中で入ってくるはずなので、そういう意味でいうと、体系的には外国人受入れについての総論があって、それから高度人材があって、それから専門的・技術的な外国人があって、それから技能実習生があって、それから、場合によったら今、多賀谷座長代理もおっしゃった技能実習生からはみ出てしまうような外国人を受け入れるか受け入れないか、受け入れるとすればどういう仕組みが必要かというような議論がなされるのが体系的にはより整合的ではないかなと私は思っているのですが、ちょっと御検討いただければと思います。

○木村座長 今、吉川委員がおっしゃったところは、さっきノレーン委員から既に指摘が出ていました、要するにオーダーがむちゃくちゃだと。つまり個別が来たり……

○吉川委員 むちゃくちゃとは言いませんが、そのほうが分かりやすいかなと。

○木村座長 私、座長だからそういう言葉を使うのですけれども、さっきの御提案は、ノレーン委員の御提案は11ページの2、これを最初に持ってこいと。それから、20ページへ行って、その後吉川委員が言われたとおり個別具体的なことを持ってきたらどうだということで、多分そのように私もそれは十分これを読んで認識しておりましたので、そのような作業をすることになるかと思えます。

どうぞ、吉村委員。

○吉村委員 今回はこの政策懇談会での様々な議論を報告書（案）としてまとめてくださり、座長をはじめ、事務局やスタッフの方々には本当に感謝いたします。

特に最初の「はじめに」で、5つ目の視点として外国人の人権保護の問題ということを確認に打ち出したことによって、入国管理や人の移動に関する様々な問題点や視点、議論していく上での基本的な考え方や構造について人権の問題であることを示し、そこをきちんと守るという法務省の姿

勢を示したという点でも非常に意義が大きいと思います。ありがとうございます。

そして、その上でなのですが、多少ちょっと文言にずれがあるかなというところがあるのですが…。単に文言の順番という点で細かいところですが、12ページで、「どのような外国人を入れていくかについてはさまざまな論点が存在し」の箇所の文言の順番ですけれども、産業、治安、社会保障、教育、労働市場等というように治安がちょっと前の方に来ているのは、できれば後の方に回したほうがいいのかと思います。言っている意味は分かると思うのですが、外国人の受入れや外国人の入国については、もちろん観光客でも不法滞在、不法就労でもそうなのですが、その全てを治安の問題として受けとめるということは一般社会においてもありがちです。いろんな文献や統計データなどからも明らかなように、外国人が入るから犯罪が増えるということではありませんし、外国人イコール犯罪者ではありません。もちろん不法就労、不法滞在をどう見るかという問題も出てきますが、ただ、文言としては今回のような報告書であれば、なるべく後ろの方に回すような配慮をしたほうがいいのかと思います。

ですから、本当に細かいところですが、13ページのところでも同じく「その検討に当たっては、人口減少を単純に外国人の受入れで補おうとするような考え方をとるべきではなく、我が国の産業、治安、労働市場等」となっているのも治安を一番後ろに回すなど、そうした問題も数%、零点何%ぐらいのところであるといった形で入れていただくほうがいいのかと思います。

また、「はじめに」と3の部分だけでなく、細かいところですが、よろしいでしょうか。

○木村座長 どうぞ、いいですよ。

○吉村委員 細かい指摘かもしれませんが、4ページ、5ページのところで、観光立国の部分で自動化ゲートに関する箇所ですが、やはり個人情報に関することでは昨今の状況もありますし、どこかにバイオデータを含めた個人情報の取扱いについての管理について、文言として入ったほうが一般の方がお読みになるときは納得しやすいかと思いました。

それと同じように、今までの議論で私なども指摘させていただいたところですが、恐らく17ページに入るのかと思いますが、共生社会の実現のところ、検討事項のところでも良いですけれども、生活者としての外国人の観点、若しくはその下の箇所で、同時に外国人の権利等にどう配慮していくかといった点や、どこでもいいので、外国人の子どもの教育といったような文言を、たとえば文科省も外国人の子どもの教育については配慮するように通達もしているといったような形で、外国人の子どもの教育という文言がどこかに入るとバランスがとれるかと思いました。

ほかに、まだまとまっていないところかとも思うのですが、難民認定のところなのですが、専門部会での議論がこれからどんどん追加されていくということで私が個人的に申し上げることではないかと思うのですが、やはり難民認定の問題について一般社会でも国際社会でも一番問題とされるのは、欧米に比べて日本の難民認定の数字が非常に小さいということだと思います。そう考えますと、何らかの形でその欧米の難民認定の事例に学ぶというような文章が何か入るとバランスがとれて、お読みになった方も納得をするのではないかと思います。その際に入れていただければと思うのは、ガイドライン若しくは条約やガイドラインの解釈の在り方といった問題です。やはり日本の場合は、認定をする際に当然証拠主義で認定をしていくと非常に厳格で慎重になるなど、難民認定の数字の少なさの背景には構造的なものがあると思います。欧米のように身一つで逃げてきた人に対してどう認定するかといったノウハウや認定の仕方、という面と、難民認定に対する姿勢がどう違うのかといった点など、そうしたことをどう学ぶかということも含めて、例えばUNHCRなど

の専門機関などと連携しながら出身国情報の提供とか、若しくはガイドラインの解釈の在り方とかそういうことを欧米の事例から学ぶといったような点も入れていただくと良いかと思えます。

もう一度申し上げますと、難民認定の在り方については、国際社会において日本は欧米に比べ数が非常に小さいという指摘が長年にわたってあるということ、その点で欧米ではどのように認定しているのかという面から、日本の難民認定の在り方について検討していくべきであるということ、次にそうしたことに関連して条約やガイドラインの解釈の在り方をどう考えるのかということ、そして、3つ目には出身国情報の提供なども含めてUNHCRなどの専門機関などとの連携を強化して進めていくこと、こうした3点について入れていただきたいと思えます。

○木村座長 ありがとうございます。他にございませんか。

どうぞ、ロバーツ委員。

○ロバーツ委員 今までの御意見は私も賛成しておりますし、日本語バージョンをまず読んで、それから、今日電車の中で英語のバージョンを読んだので、ちょっと英語のバージョンのほうがかなり優しいような言い方をしていると思うのですけれども、それはどうしてかは分からないのですけれども、日本語のバージョン、とにかく人権を大事にするというのは明確に出てきていることに対して私は感謝しております。それはすごい大事だと思うのですね。

それから、もう少し今の両方のバージョンだと思うのですけれども、ちょっとぼやっとしているのですね。明確に書かれていないとノレーン委員がおっしゃいましたけれども、私も読んで余りちょっとブレイグですねと思ったところがたくさんありましたので、せっかくいろんな意見を今まで聞いてきましたので、それを少し入れたほうがいいのではないかと思ったのですね。例えばこの前に山脇先生がいらっしやいまして、いろいろとintegrated societyとかに関して具体的な案を述べたのですね。例えばアンテッド・ヘイトスピーチの法律だとか、そういうようなアンテッド・ディスコミュニケーション法律を作ったほうがこれからより良くなるのではないのでしょうかみたいなこと、それから、例えば家事労働者の受入れなのですけれども、彼女たち若しくは彼らたちの保護の法律が一応コンベンションとしてあると思うのですけれども、日本にはまだそのコンベンションのラテファイしていないので、それも含めて少し例えば具体的にそのように述べたら絶対にするんだぞみたいなことを述べなくても、こういうことも考えたほうが良いですみたいに、具体的に書いたほうが良いと思うのですね。

あとは、日本語のバージョンの13ページなのですが、第4の直前のパラグラフで、我が国の産業、治安などなど適切な受入れ制度を構築できるのかどうかも含めてと。いや、それはできるのではないですか。何か書かれているような言い方では、ちょっとできないだろうみたいな、私それを読んでびっくりしたのですけれども、もしかしたらそれは外国人としての日本語が達者ではないのでそう解釈したのかもしれないのですけれども、構築できますよ。構築できると思うのです。そういうエネルギーで書いたほうが良いのではないか、これはすごく悲観的です。もう少し活発的に我々にとって良い方法を作り出しますみたいな考え方、書き方のほうが良いと思うのですね。

最後なのですけれども、ノレーン委員も述べたのですが、高度人材の人たちもちろん永住の年数ですか、何年で永住ができるかという年数、高度人材は良いのですけれども、短くするのは。でも、普通に暮らして働いている人々も10年間は非常に長いので、それを例えば5年でも良いのではないのですかと私は思うのです。

また最後の最後なのですが、移民という言葉は何かダーティワードみたいなふうに使われている

のですよ。それはすごく気になります。移民は本当に良い人たちですし、日本のためにもよく働いてくれると思うのですよね。アメリカは移民なしでは成り立たない国なのです。だから、ダーティワードではなくて、どういうふうを書くのか分からないのですけれども、we don't immigrantsとかwe have decided never to immigrantsとか、そういうふうを書けば絶対にこれから後悔すると思うのですよ。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。他にございませんか。

どうぞ、ではノレーン委員。

○ノレーン委員 懇談会報告の更に内容を具体的にしていく前に述べたコメントに関してもう少し述べさせていただきます。今の構成では、我々が懇談会として提案する内容が現状の説明や、それから検討事項の中や、また既に決まったこととかを記述されているところの中に我々の提案が見えるか見えないような形で書かれているのですが、読者にとってもっと分かりやすくするために、例えば各章、2以下の構成を少し変えて、一番最後に提案という短いセクションを加えるなどすることによって、もう少しこの報告書で我々の懇談会が何を提案しようとしているのかということをもっとよく伝えられるようになるのではないかと思います。

日本語の用語に関してなのですが、外国人との共生社会という言葉が報告書で使われていますが、我々の今までの議論や、また浜松市や新宿区、それから国際的な状況を考えても、多文化共生という言葉を使ったほうが適切なのではないかと思います。

○木村座長 どうもありがとうございます。他によろしゅうございますか。

どうぞ、吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今のところとも関わるかと思うのですが、実際に報告書に文言として入れるかどうかは別として、その考え方についてですが、先ほどヘイトスピーチなどの問題といったことも出ましたが、法務省の方々は分かっていると思いますが、外国人の方が日本に安心して来られるということが一番重要な問題だと思います。そこでももちろん人権という問題も出るわけですが、そうしたことだけではなくて、やはりヘイトスピーチといったことがあるような日本というのは、例えば観光地としてもちょっと外国人にとっては怖いということにもなりますし、何か新大久保などで、イベント感覚なのかどうか分かりませんが、人種差別や民族差別の性格を持った団体の方たちがヘイトスピーチをやっているという状況というのは、日本人にとっても怖いことですし、かなり異常なことにも見えるということが国際社会の中であるわけです。

ですから、やはり日本においてそうしたことが許されているという状況を、法律というか、人権という問題がある意味担っている法務省がどの様に考えているかということが出てくると思います。今当然他の部局で対応していると思いますが、ここで単純に外国人の方をこれから観光客としてもどんどん受け入れていく日本社会ということを考えたときに、ヘイトスピーチといったような問題がある日本、そして、それが例えば放置されている、きちんと取り締まれないということになると、非常に物理的に直接的な暴力としてもちょっと怖いという印象を持たれる可能性もあります。ですから、特に労働者として外国人労働者が人権侵害を受けているということに加えて、さらにもっと広い視野でそうしたことを考えるということが大事だと思います。例えば日本学術会議でも多文化共生について議論する分科会がございまして、そちらでもやはりそうした問題に対して研究者としても議論していかなければならない、やはりヘイトスピーチという問題に対し

て日本社会がどう対応すべきかということと、それがちゃんと人権問題であるとか、外国人が入ってくる日本社会というものの在り方として議論することの必要性が指摘されています。それと今回のこの報告書で文言としてどこに入れるべきかといった問題ではないのですが、やはりそうしたときに頭に浮かべるべきタームとしてあるのは、国籍による差別若しくは国籍、民族、宗教、文化といったことに関する差別というものがあるとはいけないということが恐らく共生社会とか多文化共生といったことにまつわる問題だと思います。

ですから、今回この報告書の中には人権という言葉を入れていただいていますので、どういうところでこういうことを意識するかということは別としても、国籍による差別の問題ということがここに入ってきているということは認識をして、議論していくべきではないかと思っています。この点については特に議論に時間をとってくださいということではありません。

○木村座長 分かりました。ありがとうございました。よろしゅうございますか。

一通り御意見が出たようでございますので、一区切りになろうかと思いますが、いろいろコメントを頂きました。それで、今後の作業であります。頂きました御意見、それから、有志の御意見等を勘案して再び修文をすることになろうと思います。今後の日程等について後で根岸室長から御紹介いただきますが、頂いた御意見について私初めから第6次の座長をお引き受けして議論すべき項目が挙げられたときに、これ非常に難しい会議になるなと直感いたしました。といいますのは、例えばノレーン委員の御指摘でshould be most specificと、要するにもっと有志懇談会のレポートにも書いてありますけれども、細かい点をこのレポートに入れるかどうかということなのですが、今日の御発言を聞いておりましたも、これは出入国管理懇談会なのですよね。しかしながら御発言はそれを越えた立場、さっきのヘイトスピーチ、吉村委員のヘイトスピーチのお話なんかを伺っていると、もうここのイシューじゃないところまで御発言があるので、これは非常に難しいと。

例えば典型的な文章なのですが、12ページ、他にもありますが、私が気がついたのは12ページの検討事項のところの6行目にまさしくこの法務省ですが、入管の悩みが出ているのですが、それが専門的・技術的分野と評価できる分野であればというのです。誰がこれを判断するのかということなのです。ここでは判断できないのですね、はっきり申し上げて。それから、さっきのその他にも2つありまして、移民を受け入れるか否か、これもここで判断するイシューではないと。それから、単純労働者の件ですね。それも受け入れるかどうか我々が判断をここでできることではないということですが、どうしても現在我々が議論しているようなトピックについて議論すると、こういう問題は入って来てしまうのですよね。ですから、非常に難しい会議になるなということを覚悟しておりましたが、この時点に立ち至ってますますその感を強くしています。

ですから、今日の御意見で修文しますけれども、なかなか断定的なところは言えないと思いますので、その辺の御理解はいただきたいというふうに思います。要するに出入国管理のフレームワークの中でしか断定的なことは言えないと。ただ、今後検討すべき事項にいろいろ今日御指摘のあった点は入れることはできると思いますが、それはもはや法務省だけではどうにもならないことですから、よく留学生の何かで使いますオールジャパンで取り組むと、そういう表現ですね。そういうふうなところへ持っていかざるを得ないかなと思います。ですから、こういう施策が実現すればこういうところに気をつけなければならない、こういうところはいいところがあるだろう、そういう書き方はできると思いますが、その辺はそれで御勘弁をいただければと思います。

どうぞ。

○多賀谷座長代理 先ほど移民という言葉がダーティワードと言われてはいますが、この移民という言葉は有志のペーパーの中に書いてあるもので、移民というのは我が国にもう生涯いらっしやることを前提として人を受け入れると。その場合、それは政策の話ですけれども、この我々が出したペーパーでは、高度人材でもない、技能実習者でもないそれ以外の方々を受け入れるという場合に、それ以外の方を期限なしに受け入れるということについては多分他の国でもそう簡単に認めていないでしょうし、我が国でもそれを認めないというのは共通した理解だろうと、そういう趣旨で言ったわけで、それ以外のことについてまで否定しているわけではございません。そこは共通なのだろうと。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

どうぞ、中山委員。

○中山委員 皆さんの議論、ある意味でよく分かるところです。また、座長がおっしゃられたところもそのとおりだと思います。しかし、現場から見ますと、いわゆるいろんな制度のもとで、それで実際に入ってきた人たちは、制度を超えて日本への定着が必ず始まります。ですから、いわゆるこの出入国管理政策懇談会の検討範囲というのがあるということはよく分かるのですけれども、現実には不法な滞在の状態になったり、定着をしていく中で、日本がこういう枠組み、移民は受け入れないのですよ、一部限定的に受け入れるのですとやっているところについて、現実を受け止めてもっと国全体として論議をしていただきたいと思います。地方自治体のレベルだけでは外国人の子どもの教育、それから、高齢化をしていく方々の社会保障の問題、あらゆる生活課題ですね。そういったことを受けとめ切れない現実があります。基礎自治体は可能な限り健全な地域運営をしていくためにも、外国人と地域の人々がコミュニケーションをうまくできるために日本語学習の機会の提供をはじめ、子供には学習支援をしっかりしていく等、そういったことを精いっぱい努力しているわけですが、やはり最初の国としての制度のところから充実していくほうがより効果的で効率的でもあると思います。

ですから、余り議論を後送りにしないでほしいと願っています。そして報告書（案）は外国人の方にこの部分だけ働いてほしいとか、いいとこどりになってはいないかとの感もあります。それから、やはりヘイトスピーチの問題等は、もう本当に地域では大変な思いがしますし、国と国とがうまく仲良くしていただかないと地域でも大きな課題が起こって、あのような状況があるのを私は本当に残念で、それから、非常に問題だなと思っています。

○木村座長 ありがとうございます。私いつの頃からか、こういうことをできれば、これはもうできないのですが、できればいいなと思っているのですけれども、第6次の出入国管理政策懇談会としてのレポートが1つ、それから、それを乗り越えたいいわゆるいろんなこういうインクアリティ・コミュニティの運営は小泉元総理の時代から始まった政府の懇談会みたいな性格を持たせてくれればまた別のレポートができると、そういうふうになっているのですけれども、ちょっと言い訳ですけども。

○中山委員 おっしゃること、とてもよく分かります。

○木村座長 ありがとうございます。

3 今後の予定等について

○木村座長 それでは、先ほど申し上げたようなことで作業を進めて次回に備えたいと思いますが、次回以降、今日全体の御意見、殊にこの報告書の構成についてお二方から御意見を頂きました。大変これはごもっともな意見だと思いますので、早速検討してみますけれども、次回以降何を検討するか、それから、どのような順序で進もうとしているか、それは根岸室長からよろしく願います。

○根岸企画室長 次回、第15回会合につきましては、引き続きこの報告書の素案について御議論いただくこととしておりますけれども、特にこの素案のうち今回は第5の留学生の受入れの推進、それから第6、共生社会の実現に向けた取組、そして第7、不法滞在外国人縮減のための取組を中心に御議論いただければと思っております。といいますのは、先ほどちょっと素案の説明の中で申し上げましたが、その後第16回の11月28日の会合の時に顔認証の実験の結果が出てくるですとか、技能実習の合同懇談会のほうの状況が少し出てくる、あるいは難民認定制度のほうについても専門部会のいずれも完全な結果ではありませんけれども、一定程度出てきて、そこについて御議論いただく予定をしておりますので、その辺かなりちょっと重くなると思いますので、それ以外のところについて、今回の意見を踏まえてまた座長と相談しながら素案を直してみますので、それに対する意見と併せて先ほど申し上げた留学生、共生社会、不法滞在のところを中心にして御議論いただければと考えております。

その後、12月12日には取りまとめをできればこちらでは考えておりますけれども、まだ御議論の状況次第ですので、その後は予備日を予定しておりますして、日程調整させていただいておりましたが、その部分ですけれども、12月19日、12日の1週間後ですけれども、19日の同じ10時から12時ということで予備日を設定させていただきたいと考えております。これは予備日ですので、12日のところでまともな開催しないということになろうかと思っております。後日改めて事務局から御案内させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

4 閉会

○木村座長 今日は冒頭申し上げましたように、会場の都合で時間がいつもより20分ほど短かったのですが、その短い時間で大変濃密な議論をいただきまして、ありがとうございます。また次回もよろしくお願ひしたいと思います。

—了—